

漁港漁場関係工事における I C T 活用工事積算要領

令和6年10月

青森県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課

目次

第1編	共通	1
第2編	土工	2
第3編	舗装工	3
第4編	河川浚渫	4
第5編	作業土工（床掘）	5
第6編	付帯構造物設置工	6
第7編	法面工	7
第8編	地盤改良工	8
第9編	舗装工（修繕工）	9
第10編	土工（1,000m ³ 未満）	10
第11編	小規模土工	11
第12編	擁壁工	12
第13編	基礎工 （矢板工、既設杭工、場所打杭工）	13
第14編	構造物工（橋梁上部）	14
第15編	構造物工（橋脚・橋台）	15
第16編	コンクリート堰堤工	16
第17編	浚渫工	17
第18編	基礎工（基礎捨石工）	18
第19編	ブロック据付工	19
第20編	本体工（ケーソン据付工）	20
第21編	海上地盤改良工（床掘工・置換工）	21

第1編 共通

1. 費用の積算

ICT活用工事の実施に係る費用の積算は、国土交通省及び水産庁の定めた当該工種の積算要領を準用する。

2. 設計変更

1に係る費用のうち、当初から積算しているもの及び実施協議したものについて設計変更を行う。

第2編 土工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)のうち、以下を準用するものとする。

別紙2「ICT活用工事(土工)積算要領」

別紙24「ICT活用工事(砂防土工)積算要領」

別紙25「ICT活用工事(河床等掘削)積算要領」

第3編 舗装工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙27「ICT活用工事(舗装工)積算要領」を準用するものとする。

第4編 河川浚渫

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙23「ICT活用工事(河川浚渫)積算要領」を準用するものとする。

第5編 作業土工(床掘)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙4「ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領」を準用するものとする。

第6編 付帯構造物設置工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙12「ICT活用工事(付帯構造物設置工)積算要領」を準用するものとする。

第7編 法面工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙10「ICT活用工事(法面工)積算要領」を準用するものとする

第8編 地盤改良工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)のうち、以下を準用するものとする。

別紙16「ICT活用工事(地盤処理工)(安定処理)積算要領」

別紙17「ICT活用工事(地盤処理工)(中層混合処理)積算要領」

別紙18「ICT活用工事(地盤処理工)(スラリー攪拌工)積算要領」

別紙19「ICT活用工事(地盤処理工)(ペーパードレーン工)積算要領」

第9編 舗装工(修繕工)

1. 費用の積算

ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙29「ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領」を準用するものとする。

第10編 土工(1,000m³未満)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙6「ICT活用工事(土工 1000m³未満)積算要領」を準用するものとする。

第11編 小規模土工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙8「ICT活用工事(小規模土工)積算要領」を準用するものとする。

第12編 擁壁工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙14「ICT活用工事(擁壁工)積算要領」を準用するものとする。

第13編 基礎工(矢板工、既製杭工、場所打杭工)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙21「ICT活用工事(基礎工)積算要領」を準用するものとする。

第14編 構造物工(橋梁上部)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙31「ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))積算要領」を準用するものとする。

第15編 構造物工(橋脚・橋台)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙33「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))積算要領」を準用するものとする。

第16編 コンクリート堰堤工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和6年4月1日以降適用)の別紙35「ICT活用工事(コンクリート堰堤工)積算要領」を準用するものとする。

第17編 浚渫工

1. 費用の積算

「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)」(水産庁、令和6年4月1日以降適用)を準用するものとする。

第18編 基礎工(基礎捨石工)

1. 費用の積算

「ICT活用工事積算要領(基礎工編)」(水産庁、令和6年4月1日以降適用)を準用するものとする。

第19編 ブロック据付工

1. 費用の積算

「ICT活用工事積算要領(ブロック据付工編)」(水産庁、令和6年4月1日以降適用)を準用するものとする。

第20編 本體工(ケーソン据付工)

1. 費用の積算

「ICT活用工事積算要領(本體工編)」(水産庁、令和6年4月1日以降適用)を準用するものとする。

第21編 海上地盤改良工(床掘工・置換工)

1. 費用の積算

「ICT活用工事積算要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)」(水産庁、令和6年4月1日以降適用)を準用するものとする。

附 則

この要領は令和5年 4月1日から適用する。

この要領は令和5年10月1日から適用する。

この要領は令和6年10月1日から適用する。